

委託業務に係る企画提案要領

平成29年7月14日

一般社団法人そらの郷

1 業務概要

(1) 業務名

にし阿波ガストロノミー・ツーリズム推進事業

(2) 業務の目的・概要

世界無形文化遺産として認定された和食や、欧米を中心にガストロノミーツーリズムが注目される中、「主たる滞在促進地区」周辺地域にて、“にし阿波流ガストロノミー”を検討し、食を活用した観光振興を実現する。

地域独自の食文化を守り次世代に伝える「A級グルメ」構想に沿って、講演会及び先進地視察・研修を行い、にし阿波地域の野菜農家や飲食店、料理人たちの意識啓発と「食による観光地域づくり」を学ぶ機会とする。

また、一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構が主催する「ONSEN・ガストロノミーツーリズム」事業の情報収集と連携を図るとともに、プレイヤー自らが自信をもって来訪者に満足してもらい食事の提供や説明ができるよう「にし阿波の食の魅力」体験モニターを招聘・受入れするとともに、PRツールを作製し情報発信に努める。

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する相当な実績を有すること。
- (3) 販売・流通促進に関するノウハウ、実施体制、各種ツール・手段を有すること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

3 手続等

事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出（提出期限平成29年7月21日（金） 17時まで）

ア参加表明書（様式第1号） 1部

イ業務実績書（様式第2号） 1部

(2) 企画提案書の提出（提出期限平成29年7月28日（金） 17時まで）

ア 任意様式（紙媒体（A4）、10ページ以内） 6部

- ・表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）
- ・業務に係る実施方針、目標設定・スケジュール及び具体的な企画提案
- ・当該業務の実施体制
- ・参考資料等

イ 見積書（内容詳細の確認できるもの（「一式」は不可）） 1部

※企画提案書・見積書の宛名は「一般社団法人そらの郷理事長」とすること

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

(4) 書類提出先及び問い合わせ先

〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ1893番地1

一般社団法人そらの郷事務局

TEL：0883-76-0713 FAX：0883-72-0753

(5) 企画提案に関するヒアリング

原則として実施しない。ただし、事前の問い合わせ数などを勘案して実施する場合は、各応募者に個別に連絡する。

(6) 提案書を特定するための評価基準

次の項目により評価する。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア業務内容の理解度：事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

イ提案内容の実効性：提案内容が具体的で説得力があり成果が期待できるものであるか。

ウ業務遂行の確実性：事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

エ予算の妥当性：企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

4 支払い条件及び概算予算額

(1) 支払い条件：完了検査の上、適法な請求書を受領後、30日以内に支払う。

(2) 概算予算額：3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
なお、提出された書類は、「一般社団法人そらの郷」又は「にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会」における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- (4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きを完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。
- (7) 当公示及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (8) 参加表明者からの当該委託業務に係る条件及び応募手続きに関する質問は、平成29年7月24日（月）17時までFAX（任意様式）で受け付け、その回答は参加表明者全員に平成29年7月26日（水）17時までに電子メールまたはFAXで行う。なお、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

6 事業開始までのスケジュール

- (1) 受付開始 平成29年7月14日（金）
- (2) 参加表明書締切 平成29年7月21日（金）17時まで
- (3) 企画提案書締切 平成29年7月28日（金）17時まで
- (4) 委託契約締結 平成29年8月上旬